特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会という。英文名は Institute for Sport Knowledgeとし、略称をISKとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都墨田区京島一丁目39番1-204号 曳舟西ビューハイツに置く。

(目的)

第3条 この法人は、スポーツに関する知識・情報 (スポーツナレッジ) を多角的な視点から研究し、その成果を一般市民、スポーツ関係者、教育・研究機関、企業、関係団体等に広く発信することにより、スポーツの多様な社会的価値を国内外に伝えることを目的とする。また、海外の個人、団体、企業等と協力し、スポーツを通じた国際理解の促進とその発展に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。
 - (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
 - (2)国際協力の活動
 - (3)経済活動の活性化を図る活動
 - (4) まちづくりの推進を図る活動
 - (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
 - (1)スポーツの社会的価値に関する研究事業
 - (2) スポーツに関連する知識・情報(スポーツナレッジ)を発信する事業
 - (3) その他の目的を達成するために必要な事業
 - 2 この法人は、次のその他の事業を行う。

ホームページへの広告掲載事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

- 第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。
 - 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
 - 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認め なければならない。
 - 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
 - 2 既に納入した会費は、いかなる事由があっても返還しない。
 - 3 会費の会計年度は1月に始まり12月に終わるものとし、年度途中の入会であっても当該年度の会費は全額納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
 - (1) 退会届の提出をしたとき。
 - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅した とき。
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する ことができる。

(除 名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名 することができる。
 - (1)この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

第3章役員

(種別及び定数)

- 第12条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
 - 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第13条 理事及び監事は、総会において選任する。
 - 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の

親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

- 第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
 - 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたと きは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の 行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見 を述べること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅 滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

- 第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任 することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
 - 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
 - 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 - 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3)会員の除名
 - (4) 事業計画及び予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び決算
 - (6)役員の選任及び解任
 - (7)役員の職務及び報酬
 - (8) 入会金及び会費の額
 - (9) 資産の管理の方法
 - (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。 第47条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (11)解散における残余財産の帰属
 - (12) 事務局の組織及び運営
 - (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第22条 通常総会は、毎年1回開催する。
 - 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の 請求があったとき。
 - (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の護長)

第24条 総会の護長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知 した事項とする。
 - 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をも って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

- 第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用について は、総会に出席したものとみなす。
 - 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

- 第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表 決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4)護事の経過の概要及び護決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
 - 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印 又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3)総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会に付護すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

- 第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
 - 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
 - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を 付記すること。)
 - (3)審議事項
 - (4) 護事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 護事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押 印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2)会費
 - (3) 寄附金品
 - (4)補助金及び助成金
 - (5) 財産から生じる収益
 - (6) 事業に伴う収益
 - (7) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理 事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2種とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、問年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成 し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないとき は、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に 準じ収益費用を講じることができる。
 - 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定 予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を 受け、総会の議決を経なければならない。
 - 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担 をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければなら ない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分 の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に ついては、所轄庁の認証を得なければならない。
 - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない 事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1)総会の決議
 - (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3)正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
 - 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)した ときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において 議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

- 第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
 - 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附員

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 吉江 剛史

副理事長 小林 至

副理事長 佐々木 達也

理 事 高柿 健

監事 山中義博

監 事 末国 愛里

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2027年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年12月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立 総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1)入会金 正会員(個人・団体)0円 賛助会員(個人・団体)0円
- (2) 年会費 正会員(個人) 5, 000円

賛助会員(個人)1口 1,000円(1口以上)

(団体) 1口20,000円(1口以上)

役員名簿 (役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会

1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

2 役員一覧

	役名	(フリガナ)		限酬の有無	役職名等
	(どちらかに○)	氏 名	(どちらかに()	
ı	理事・監事	39x 949		有無	理事長
1	\bigcirc	吉江 剛史			
2	理事)・監事	コハ*ヤシ イタル		有無	副理事長
2	<u> </u>	小林 至			H
3	理動・監事	ササキ タツヤ		有無	副理事長
J		佐々木 達也			
4	煙事. 監事	タカカ*キ ケン	キか	有(無)	
4		高柿 健			
5	理事・監事	ヤマナカ ヨシヒロ		有(無)	
		山中 義博	manut.		
6	理事。鹽事	スエクニ アイリ		有無	
		末国 愛里			
7	趣事・監事			有・無	
-					
8	理事・監事		-	有・無	
	what the NG-rule			有・無	
9	理事・監事			, u w	
10	理事・監事			有・無	

2026年度 事業計画書

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会

1 事業実施の方針

2026年度は今まで実施してきた研究会を開催し、国内外のスポーツ関連の行政機関、団体、個人 との交流と情報提供を実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 90 】千円)

				(1)/(2)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1)/(1				
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)	
スポーツの社会的価値に関する研究事業。	研究会を実施する。 招聘したスピーカーによ る研究発表と出席者によ る議論。	年間6回	東京都内	4人	正会員・ スポーツ 関連研究 者等	30 人	70	
スポーツに関 連する知識・ 情報(スポー	国内の行政機関やスポー ツ団体との交流及び情報 提供。	年間3回	オンライ ンおよび 東京都内	10人	国内のスポーツ関 連の団体 等	30 人	20	
ツナレッジ) を発信する事 業。	海外 (台湾など) の行政機 関やスポーツ団体との交 流及び情報提供。	年間3回	オンライン	5人	海外のス ポーツ関 連の団体 等	30 人	0 (オン ライン打 合せ)	

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 10 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
ホームページ への広告掲載事業。	ホームページを作成し、スポーツ関連企業 (スポーツ用品メーカー、出版社など) の広告の掲載。	_		10人	10

2027年度 事業計画書

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会

1 事業実施の方針

2027年度も研究会を開催し、国内外のスポーツ関連の行政機関、団体、個人との交流と情報提供 の回数を前年度よりも多く実施する。

2 事業の実施に関する事項

(1)特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 180 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (千円)
スポーツの社会的価値に関する研究事業。	研究会を実施する。 招聘したスピーカーによ る研究発表と出席者によ る議論。	年間6回	東京都内	4人	正会員・ スポーツ 関連研究 者等	50 人	90
スポーツに関 連する知識・ 情報 (スポー	国内の行政機関やスポー ツ団体との交流及び情報 提供。	年間6回	オンライ ンおよび 東京都内	14人	国内のスポーツ関連の団体 等	60 人	30
ツナレッジ) を発信する事 業。	海外 (台湾など) の行政機 関やスポーツ団体との交 流及び情報提供。	年間6回	オンライ ンおよび 東京都内	10人	海外のスポーツ関連の団体	60 人	60

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 20 】千円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (千円)
ホームページ への広告掲載事業。	ホームページを作成し、スポーツ関連企業 (スポーツ用品メーカー、出版社など)、教育機関 (スポーツ関連専門学校など) の広告の掲載。			14人	20

設立・定款変更用

2026年度 活動予算書 (その他事業が<u>ある</u>場合)

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会 (単位:円)

-		(単位:円) 特定非営利活動に係る事業 その他事業)	
科目		特定非営利活動に係る事業 金 額 小計・合計		金額	® 単業 小計・合計	合計	
AI	経 常 収 益	III. IIX		JE DR			
1	受取会費 正会員受取会費	60,000	120, 000		0	120, 00	
	賛助会員受取会費	60, 000					
2	受取寄附金		80, 000		0	80,00	
	受取寄附金 施設等受人評価益	80,000	1		1		
3	受取助成金等		0		0		
	受取補助企						
4	事業収益 スポーツの社会的価値に関する研究事業。	10,000	90, 000		50, 000	140, 00	
	スポーツに関連する知識・情報(スポーツナレッジ)を発信する事業。	80,000		F0 000	1		
	ホームページへの広告掲載事業。			50, 000			
5	その他の収益 受取利息	500	500		0	5	
25	収益計		290, 500		50, 000	340, 5	
常月	経 常 費 用		290, 300		30,000	040, 0	
1	事業費 (1) 人件費		0		0		
	給料手当 役員報酬				1		
	退職給付費用						
	福利厚生費						
	(2) その他経費 会議費	60,000	90, 000		10, 000	100,0	
	旅費交通費	20,000		10,000	1		
	施設等評価費用 減価償却費						
	印刷製本費	10, 000					
事主	業費計		90, 000		10, 000	100, 0	
2	管理費		0		0		
	(1) 人件費		Ů	-/	1		
	給料手当 退職給付費用						
	福利厚生費						
			75.000		13, 000	99.0	
	(2) その他経費 消耗品費	10,000	75, 000		13,000	88, (
	水道光熱費 通信運搬費	60,000		10,000	1		
	地代家賃						
	旅費交通費 減価償却費	5, 000		3, 000			
管理常	型費計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		75, 000 165, 000		13, 000 23, 000	88, 0 188, 0	
期	経 常 増 滅 額 【A】-【B】 ···①		125, 500		27, 000	152,	
C1	経常外収益 固定資産売却益	-				70,	
	過年度損益修正益						
常			0		0		
P1	程 常 外 費 用 固定資産売却損						
	災害損失 過年度損益修正損	-					
常期	外 費 用 計		0		0		
期	区分振替額・・・③		27, 000		-27, 000		
理		1	152, 500		0	152,	
马	前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・(法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤	4)	132, 300	FREE STREET		70, (

経常収益

正会員受取会費

賛助会員受取会費

受取寄附金 施設等受人評価益

受取会費

2 受取索附金

3 受取助成金等 受取補助金

4 事業収益

その他の収益

受取利息

益計常費

会議費 旅費交通費 施設等評価費用

滅価償却費

印刷製本費

(2) その他経費

水道光熱費 通信運搬費

消耗品費

地代家賃 旅費交通費

減価償却費

常 外 収 固定資産売却益

過年度損益修正益

 収益計

 常外費用

 固定資産売却損

区分振替額

前期繰越正味財産額

越 正 味 財 産 額 ④-⑤+⑥

災害損失 過年度損益修正損 費用計

[A] - [B]

額 【C】-【D】

期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④ 、住民税及び事業税 ・・・⑤

事業費計 管理費 (1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費

管理費計

常期 費経 用

経常 【D】

事業費 (1) 人件費 給料手 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費 (2) その他経費

[A]

経常

設立・定款変更用

64,000

70, 000

315,000 70,000

82,500

2027年度 活動予算書(その他事業がある場合)

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会 (単位:円) その他事業 特定非営利活動に係る事業 合計 科目 小計·合計 額 小計・合計 200,000 200,000 80,000 120,000 150,000 150,000 150,000 170,000 100,000 270,000 本**ソニ** スポーツの社会的価値に関する研究事業。 スポーツに関連する知識・情報(スポーツナレッジ)を発信する事業。 20,000 150,000 ホームページへの広告掲載事業。 100,000 1,000 1,000 1.000 521,000 100,000 621,000 180,000 20,000 200,000 120,000 40,000 20,000 20,000 180,000 20,000 200,000 90,000 16,000 20,000 10,000 60,000 10,000 6,000 16,000 90,000 270,000 36,000 306,000

64,000

特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会設立趣旨書

1,設立の趣旨

「スポーツ」は「競技・体育・健康・運動」といった、身体的・制度的側面に強く限定されたイメージで語られる傾向があります。しかし、私たちの社会においてスポーツが果たしている役割は、こうした枠組みをはるかに超える広がりと深みをもっています。

現代のスポーツは、人間の身体性や感情に訴え、他者とのつながりを生み出し、地域や社会に意味や物語をもたらす文化的装置であり、また教育・福祉・経済・環境・外交など多様な分野に影響を及ぼす社会的インフラでもあります。にもかかわらず、こうした「スポーツの社会的価値」についての総合的・本質的な議論は十分に深められていません。

こうした現状に対する一つの回答として、私たちは本法人を設立します。本法人は、スポーツを単なる身体運動の枠組みにとどめることなく、文化・社会・経済・哲学などの多角的な視点から捉え直し、「スポーツの社会的価値とは何か」「その価値はなぜ生まれるのか」「スポーツが社会にどのような価値を提供できるのか」などを問う知的プラットフォームを創造し、そこで得られた知識・情報(スポーツナレッジ)を国内外へ発信していきます。

2, 設立当初の主な事業

本法人は、初年度の年間活動において、今まで実施してきた研究会を年間6回程度開催します。研究 会において得られた知見を取りまとめ、書籍等の形で公表し、国内外へ広く発信します。

海外とのスポーツ交流については、スポーツ団体や行政機関等と情報交換を行い、海外のニーズにあったスポーツに関する知見を提供します。

3、法人化を選んだ背景と考え

私たちは2011年から活動を継続してきましたが、今後スポーツナレッジの研究と情報発信を深化させ、国内外との交流を拡大するためには、法人化を図る必要があると判断しました。法人格を取得することで、社会からの信頼を高め、資金調達の選択肢を多様化し、安定的な運営基盤を築くことが可能となるためです。

【活動実績と申請に至るまでの経緯】

- ① 2011年 4月:早稲田大学スポーツナレッジ研究所を設立。
 - (早稲田大学総合研究機構内の期間限定プロジェクトとして設置)
- ② 2017年 4月:研究所としての設置期限終了に伴い、任意の研究組織として「早稲田大学
 - スポーツナレッジ研究会」を発足。引き続きスポーツに関する研究・調査・
 - 発信活動を継続。
- ③ 2018年~ : 海外との交流事業の実施(台湾とのスポーツナレッジ交流)
 - スポーツ政策(2018)、日台企業スポーツの研究(2018~)、運動動作分析(2019)
- ④ 2021年 4月:早稲田スポーツナレッジ研究会を発足。
- ⑤ 2025年 7月:特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会の設立を有志で確認。
- ⑥ 2025年 8月:特定非営利活動法人スポーツナレッジ研究会の設立総会を開催。

2025年10月15日

設立代表者

氏名:吉江 剛史